

回復期リハビリテーション病棟の評価の見直し

骨子【重点課題 1-1-3-(2)】

第1 基本的な考え方

回復期リハビリテーション病棟について、患者の早期の機能回復、早期退院を一層推進する観点から、より充実したリハビリテーションの提供体制を評価する。

第2 具体的な内容

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を算定する病棟において、専従医師及び専従社会福祉士を配置した場合の評価を新設する。

(新) 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
体制強化加算 ○点（1日につき）

[施設基準]

当該病棟にリハビリテーション医療に関する〇年以上の経験及びリハビリテーション医療に係る研修を修了した専従の常勤医師〇名以上及び退院調整に関する 〇年以上の経験を有する専従の常勤社会福祉士〇名以上が配置されていること。

2. 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の休日リハビリテーション提供体制加算について、当該要件を回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の算定要件として包括して評価する。

現 行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料 1】（1日につき）	【回復期リハビリテーション病棟入院料 1】（1日につき）
1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1,911点	1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 ○点(改)

<p>[施設基準] <u>(新設)</u></p>	<p>[施設基準] <u>休日を含め、週7日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。</u></p>
-------------------------------	---

[経過措置]

平成 26 年 3 月 31 日に回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の届出を行っている病棟であって、休日リハビリテーション提供体制加算の届出を行っていない医療機関については、平成〇年〇月〇日までの間は上記の基準を満たしているものとする。

3. 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 における重症度・看護必要度の項目等の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】（1日につき）</p> <p>1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1</p> <p>[施設基準]</p> <p>当該病棟へ入院する患者全体に占める看護必要度評価票 A 項目の得点が 1 点以上の患者の割合が 1 割 5 分以上であること。</p>	<p>【回復期リハビリテーション病棟入院料】（1日につき）</p> <p>1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1</p> <p>[施設基準]</p> <p>当該病棟へ入院する患者全体に占める<u>一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 A 項目</u>の得点が 1 点以上の患者の割合が〇割以上であること。</p>

[経過措置]

平成 26 年 3 月 31 日に回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の届出を行っている病棟については、平成〇年〇月〇日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

4. 患者に適したリハビリテーションを実施するため、患者の自宅等を訪問し、退院後の住環境等を評価した上で、リハビリテーション総合実施

計画を作成した場合の評価を新設する。

(新) リハビリテーション総合計画評価料
入院時訪問指導加算 ○点（入院中 1回）

[算定要件]

- ① 入院前○日以内又は入院後○日以内の訪問に限る。
- ② 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に対して、医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の少なくとも○名以上が、必要に応じて社会福祉士等と協力して、退院後生活する自宅等を訪問し、退院後生活する住環境等の情報収集及び評価を行った上で、リハビリテーション総合実施計画を作成した場合に算定する。